

平成27年6月18日

株主各位

東京都港区芝五丁目25番11号
モジュール株式会社
代表取締役 松村 明

第16回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第16回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第16期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

本件は、上記内容をご報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株当たり20円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり、貝沼 彩氏が選任され、就任いたしました。

以 上

定款変更内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条1. ～4. (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>5. (条文記載省略)</p> <p>6. 前1から5の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>7. (条文記載省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p>第14条～第23条 (条文記載省略)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(うち社外取締役1名以上を含む。)が出席し、そのうち社外取締役1名以上を含む過半数をもって行う。</p> <p>第25条～第32条 (条文記載省略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第33条 (条文記載省略)</p> <p>② 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第34条～第35条 (条文記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>インターネット等のオンラインを利用した広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務</u></p> <p>6. <u>広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務並びに広告代理店業</u></p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. 前1から7の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。</p> <p>第14条～第23条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第24条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>及び<u>監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第37条 (条文記載省略) ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第38条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第36条 (現行どおり) ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>① <u>平成27年6月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、平成28年5月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>第35条の定めにかかわらず、第17期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14か月間とする。</u></p> <p>③ <u>第36条の定めにかかわらず、第17期事業年度は、平成27年9月30日を中間配当基準日とする。</u></p> <p>④ <u>平成28年6月1日をもって本附則は削除する。</u></p>

以 上

期末配当金のお支払いについて

第16期期末配当金（1株につき20円）はお届けのご住所宛てにお送りいたしました「第16期期末配当金領収書」と引き換えにお支払いいたしますので、払渡し期間中（平成27年6月19日から平成27年7月31日まで）に、最寄りのゆうちょ銀行 本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

また、銀行預金口座振込みご指定の方は「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をお届けのご住所宛てにお送りいたしましたので、ご確認ください。

以 上